

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十年十二月一日

教育委員会規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十年十二月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第十四号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第一条 博物館の登録に関する規則(昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

別記第二号様式中「若しくは寄附行為」を削る。

(岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第二条 岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教職員課の項第八号中「財団法人岐阜県教職員互助組合」の下に「昭和四十七年二月十六日に財団法人岐阜県教職員互助組合という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表社会教育文化課の項第二十三号中「文化財保護センターに関することに限る。」に関する「を(平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。)」に改め、同表スポーツ健康課の項第十二号中「財団法人岐阜

目次

教育委員会規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則 (教育総務課) 一

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 二

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令 (同) 二

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 三

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日) (ときは翌日)

平成二十年十二月一日

県イベント・スポーツ振興事業団」の下に「昭和五十三年五月一日に財団法人岐阜県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十五年岐阜県教育委員会規則第十号)の項を削り、同表岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十二年岐阜県教育委員会規則第三号)の項中「第十三条」を「第二十七条」に改める。

(岐阜県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第四条 岐阜県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十五年岐阜県教育委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

事務局 一般
各教育機関

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程(昭和四十一年岐阜県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二及び第十号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第五号

事務局 一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程(平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む)中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、「設立に許認可を要する関係法人」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の項中「公益法人」を「特例民法法人」に、「設立の許可及び設立の許可の取消し並びに」を「解散の命令及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十二月一日印刷
平成二十年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社